

# 海老名市教育委員会

(平成26年 4月 臨時会議事日程)

日時 平成26年 4月18日(金)

午後 3時00分

場所 海老名市役所503会議室

日程第 1 議案第 12号 海老名市野外教育活動充実に向けた「3つの取組」について

日程第 2 議案第 13号 海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金について

議案第12号

海老名市野外教育活動充実に向けた「3つの取組」について

海老名市野外教育活動充実に向けた「3つの取組」について、議決を求める。

平成26年4月18日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市における野外教育活動の充実に向け、具体的な取組を定めたため

## 海老名市野外教育活動充実に向けた「3つの取り組み」について

### 1. 野外教育活動サポートスタッフの派遣及び支援体制の構築

#### (1) 野外教育活動支援員を配置

昨年12月より、野外教育活動の専門的な知識や技能を持つ野外教育活動支援員を1名配置。

野外教育活動施設利用に係る情報収集のほか、野外教育活動プログラムの作成・助言を行います。また、小中学校が野外教育活動を実施の際には、同行し活動サポートするなど、野外教育活動に係る各種事業に携わります。

#### (2) 野外教育活動支援体制の構築

本年4月より、野外教育をはじめ社会教育全般を担当する指導主事を1名配置。

小中学校とのパイプ役を果たすと共に、野外教育活動支援員と連携し、小中学校における野外教育活動を全面的にバックアップしていきます。

野外教育活動支援員と社会教育を担当する指導主事の配置により、野外教育活動の支援体制が構築されます。

### 2. 保護者負担の軽減

#### (1) 小学校における野外教育活動に係る経費を全額公費負担

保護者の経済的負担軽減を図ることで、市内全ての子どもたちの野外教育活動体験を可能とするため、新たに野外教育活動における負担金交付制度を創設します。

特に、小学校については、全校が同一の施設を利用し、同様の食事をすることから、食費を含む全ての経費を公費負担することとします。

#### (2) 食費を除く、中学校における野外教育活動に係る経費を全額公費負担

保護者の経済的負担軽減を図ることで、市内全ての子どもたちの野外教育活動体験を可能とするため、新たに野外教育活動における負担金交付制度を創設します。

なお、中学校については、実施場所や野外教育活動プログラムについても各校独自性が強く、経費についてもばらつきがあることから、食費を除く、全額を公費負担することとします。

**総額：約26,000,000円**

### 3. 野外教育活動場所の確保と活動内容の更なる充実

野外教育活動場所の確保と活動内容の更なる充実は、本市の野外教育活動の充実に欠かせません。

については、「海老名市野外教育活動アクションプラン」に基づき、校長会と教育委員が小学校の野外教育施設として新たに決定した東山荘（公益財団法人日本YMCA同盟）と「野外教育活動実施に関する基本協定」を締結することで、双方にとって、win&win の関係を作り、野外教育活動場所の確保や活動内容の更なる充実を図ってまいります。

#### （1）協定のメリット

##### ①施設等の優先利用

海老名市が、東山荘を利用する場合や野外教育活動プログラムを実施する際には、可能な限り優先的に予約することができるよう配慮されます。

##### ②野外プログラムの共同実施・開発

海老名市と東山荘は、野外教育活動プログラムを協働実施すると共に開発をします。また、協働により新規開発されたプログラムは双方で利用可能となります。

##### ③野外教育充実に向けた情報交換

野外教育活動で得られた効果、課題などについて、双方で情報交換し、今後の野外教育活動充実に活かしてまいります。

##### ④コスト縮減

小学校13校の一括利用や野外教育活動プログラムの共同開発、野外教育に係る情報交換等により、双方にとってメリットがあることから、通常の利用料金よりも格安で施設利用が可能となります。

## 海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市立小中学校が実施する野外教育活動（以下「野外教育活動」という。）に参加する児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、児童生徒の野外教育活動に要する経費に対し、負担金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、野外教育活動に参加する児童生徒の保護者とする。

(交付の対象)

第3条 交付の対象は、野外教育活動に要する経費とする。ただし、食費（食材費を含む。）は除くものとする。

(負担金の額)

第4条 負担金の額は、野外教育活動に実際にかかった金額とし、予算の範囲内において別表に定める額を上限とする。

(交付の申請)

第5条 交付の申請は、負担金の交付を受けようとする者が、児童生徒が在籍する海老名市立小中学校の校長に委任するものとし、委任を受けた者（以下「申請者」という。）は、負担金の交付を受けようとする事業（以下「負担事業」という。）について、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業目的、事業計画及び事業効果を記載した書類
- (2) 収支予算書
- (3) 参加予定者名簿
- (4) 保護者からの委任状
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは負担金の交付を決定し、速やかに海老名市野外教育活動推進事業負担金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(交付請求等)

第7条 負担金の交付決定を受けた者（以下「負担事業者」という。）は、速やかに海老名市野外教育活動推進事業負担金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、海老名市予算決算会計規則（平成10年規則第21号）第95条第4号の規定に基づき負担事業者へ概算払いにて速やかに負担金を交付する。

(事業の変更等)

第8条 負担事業者は、交付決定を受けた負担事業の内容を変更し、又は負担事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 負担事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付（変更・中止）申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは承認し、速やかに海老名市野外教育活動推進事業負担金交付（変更・中止）決定通知書（第5号様式）により、負担事業者に通知する。

(報告及び指示)

第9条 負担事業者は、負担事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は負担事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 負担事業者は、負担事業を完了したときは、海老名市野外教育活動推進事業負担金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添付し、20日以内に市長

に報告しなければならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる書類は、第5条に定める交付申請において提出したものから変更があった場合のみ添付することとする。

- (1) 事業の概要
- (2) 収支決算書及び証拠書類の写し
- (3) 参加者名簿
- (4) 保護者からの委任状
- (5) その他市長が必要と認める書類

(負担金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに海老名市野外教育活動推進事業負担金確定通知書（第7号様式）により、負担事業者に通知する。

(書類の整備等)

第12条 負担事業者は、負担事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存して置かなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該負担事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

(決定の取消し等)

第13条 市長は、負担事業者が偽りその他不正な手段により負担金の交付を受けたとき又は負担金の交付決定の内容若しくは負担条件に違反したときは、負担金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した負担金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

交付基準	負担金額の上限 (参加児童生徒1人当たり)
宿泊を伴わない場合	7,000円
1泊2日の場合	12,000円
2泊3日の場合	17,000円
3泊4日以上の場合	22,000円

## 海老名市野外教育活動推進事業負担金交付要綱 (案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市立小中学校が実施する野外教育活動（以下「野外教育活動」という。）に参加する児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、児童生徒の野外教育活動に要する経費に対し、負担金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、野外教育活動に参加する児童生徒の保護者とする。

(交付の対象)

第3条 交付の対象は、野外教育活動に要する経費とする。ただし、**中学校の野外教育活動に係る**食費（食材費を含む。）は除くものとする。

(負担金の額)

第4条 負担金の額は、野外教育活動に実際にかかった金額とし、予算の範囲内において別表に定める額を上限とする。

(交付の申請)

第5条 交付の申請は、負担金の交付を受けようとする者が、**児童生徒が参加する野外教育活動の実施代表者（学校長等）**に委任するものとし、委任を受けた者（以下「申請者」という。）は、負担金の交付を受けようとする事業（以下「負担事業」という。）について、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 参加予定者名簿
- (4) 保護者からの委任状
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは負担金の交付を決定し、速やかに海老名市野外教育活動推進事業負担金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(交付請求等)

第7条 負担金の交付決定を受けた者（以下「負担事業者」という。）は、速やかに海老名市野外教育活動推進事業負担金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、海老名市予算決算会計規則（平成10年規則第21号）第95条第4号の規定に基づき負担事業者へ概算払いにて速やかに負担金を交付する。

(事業の変更等)

第8条 負担事業者は、交付決定を受けた負担事業の内容を変更し、又は負担事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 負担事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市野外教育活動推進事業負担金交付（変更・中止）申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは承認し、速やかに海老名市野外教育活動推進事業負担金交付（変更・中止）決定通知書（第5号様式）により、負担事業者に通知する。

(報告及び指示)

第9条 負担事業者は、負担事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は負担事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 負担事業者は、負担事業を完了したときは、海老名市野外教育活動推進事業負担金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添付し、20日以内に市長

に報告しなければならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる書類は、第5条に定める交付申請において提出したものから変更があった場合のみ添付することとする。

- (1) 事業実績内訳書
- (2) 収支決算書及び証拠書類の写し
- (3) 参加者名簿
- (4) 保護者からの委任状
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(負担金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに海老名市野外教育活動推進事業負担金確定通知書（第7号様式）により、負担事業者に通知する。

(書類の整備等)

第12条 負担事業者は、負担事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存して置かなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該負担事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

(決定の取消し等)

第13条 市長は、負担事業者が偽りその他不正な手段により負担金の交付を受けたとき又は負担金の交付決定の内容若しくは負担条件に違反したときは、負担金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した負担金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**この要綱は、平成26年4月1日から施行する。**

## 別表

区分	交付基準	負担金額の上限 (参加児童生徒1人当たり)
<u>小学校野外活動</u>	<u>宿泊を伴わない場合</u>	<u>8,000円</u>
	<u>1泊2日の場合</u>	<u>14,000円</u>
	<u>2泊3日の場合</u>	<u>21,000円</u>
	<u>3泊4日以上の場合</u>	<u>28,000円</u>
<u>中学校野外活動</u>	<u>宿泊を伴わない場合</u>	<u>7,000円</u>
	<u>1泊2日の場合</u>	<u>12,000円</u>
	<u>2泊3日の場合</u>	<u>17,000円</u>
	<u>3泊4日以上の場合</u>	<u>22,000円</u>

## 海老名市野外教育活動実施に関する基本協定（案）

海老名市（以下「甲」という。）と公益財団法人 日本YMCA同盟（以下「乙」という。）は、野外教育活動の実施に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が主催し、海老名市立小中学校が実施する野外教育活動に対し、乙が協力するために、必要な基本事項を定めることを目的とする。

（利用施設）

第2条 甲が利用する施設は、次のとおりとする。

（1）名称 公益財団法人 日本YMCA同盟 国際青少年センター 東山荘

（2）所在地 静岡県御殿場市東山1052番地

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、児童生徒の野外教育活動の体験に資する活動を行う者として、甲が行う野外教育活動の趣旨を十分理解し、尊重するものとする。

2 甲は、本事業が民間業者によって実施されるものであることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義則）

第4条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（協定期間）

第5条 協定期間は、平成26年5月1日から平成27年3月31日までとする。

（協定締結事項）

第6条 甲と乙は、次の事項を互いに協力するものとする。

（1）乙は、甲の東山荘の利用及び野外教育プログラムの実施について、可能な限り優先的に予約することができるよう配慮するものとする。

（2）甲と乙は、野外教育プログラムを協働して実施すると共に開発するものとする。また、協働により新規開発されたプログラムは、双方に帰属するものとする。

（3）甲と乙は、野外教育活動充実に資するよう、野外教育活動で得られた効果、課題などについて、情報交換するものとする。

（4）宿泊、食事、会議室、プログラム等、料金の支払いについて、海老名市立小中学校は、施設の使用を終了し、乙の適正な請求を受けた日から30日以内に乙に支払うものとする。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、管理運營業務の執行上作成し、または取得した情報については、海老名市個人情報保護条例の定めるところに従い、適正に取りあつかわなければならない。

（重要事項変更の届け出）

第8条 乙は事務所の所在地、代表者その他の定款に記載された重要事項について変更が生じたときは、速やかにその趣旨を書面により甲に届け出なければならない。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年5月1日

甲 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1  
海老名市長 内野 優

乙 東京都新宿区本塩町7番地  
公益財団法人 日本YMCA同盟  
代表理事 島田 茂

議案第13号

海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金について

海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金について、議決を求める。

平成26年4月18日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

市内中学校における部活動の地域活動推進への協力事業を奨励するため

## 平成 26 年度 海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金 について

### 1 事業の趣旨

市の記念式典や消防出初式及び地域の行事において、各中学校の吹奏楽部をはじめとする部活動が協力している現状がある。日頃の成果を発表したり活動の補助をしたりするなどして協力することは、地域活動推進の大きな力となっており、市民の方々からも大変好評である。また、生徒にとっても発表や活動の機会を得られることにより、意欲が高まるとともに達成感等が得られ、部活動の充実につながっている。

しかしながら、協力にあたっては、生徒の交通費や楽器の輸送費等、相当の経費が必要である。また、吹奏楽部のように楽器の購入や修理等にも多額の費用が必要である。

このようなことから、地域活動推進に協力する部活動に対し、必要経費等を補助することで、地域活動の推進とともに部活動の一層の活性化を図りたい。

### 2 交付の対象及び額

#### ○交付対象事業

市や市内の自治会等が主催する地域活動への協力事業

#### ○交付対象者

協力事業を実施する市内の中学校の部活動団体

#### ○交付金の額

##### (1) 吹奏楽部への地域活動奨励金

- ・楽器整備費として年度当初に 30 万円
- ・吹奏楽部の設置のない大谷中学校にはリコーダー部に 10 万円

##### (2) 部活動団体への地域活動奨励金

- ・部活動として地域活動に協力した際、申請により 1 回 1 万円
- ・必要経費（楽器輸送費など）は、その金額を追加する。

## 海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金交付要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中学校の部活動（以下「部活動」という。）における実践的な活動を支援し、部活動の地域活動の推進への協力事業（以下「事業」という。）を奨励するため、予算の範囲内において交付金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象事業)

第2条 交付の対象となる事業は、市や市内の自治会等が主催する地域活動（以下「地域活動」という。）への協力事業をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、事業を実施する中学校の部活動団体とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、次の各号に掲げる経費の合計額とし、240万円を限度とする。

### (1) 吹奏楽部への地域活動奨励金

平成25年度の実績、及び平成26年度に地域活動の予定のある吹奏楽部について、楽器整備費として年度当初に30万円を交付する。吹奏楽部の設置のない大谷中学校については、リコーダー部に10万円を交付する。

### (2) 部活動団体への地域活動奨励金

部活動として地域活動に協力した際、申請により1回につき部活動充実費として1万円を交付する。（ただし、申請が1万円未満の場合はその金額を交付する。）

また、必要経費（楽器輸送費など）が発生し、学校が負担する場合は、その費用全額を追加して交付する。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする部活動団体の代表者は、海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金交付申請書・請求書（第1号、第2号様式）を市長に提出する。

(交付決定及び交付)

第6条 市長は、前条の申請書・請求書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該学校長を経由して海老名市中学校部活動

地域活動推進協力奨励金交付決定通知書（第3号様式）とともに交付金を交付する。

（事業の変更等）

第7条 交付金の交付を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、交付決定を受けた事業内容を変更し、又は交付事業を中止しようとするときは、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 交付事業者は、事業を実施した年度の2月末日までに海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金使途報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、速やかに海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金交付額確定通知書（第5号様式）により交付事業者に通知する。

（書類の整備等）

第10条 交付事業者は、交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておくなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該交付事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付事業者が偽りその他不正な手段により、交付金の交付決定を受けたとき又は交付金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反したときは、交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係） \*吹奏楽部およびリコーダー部への年度当初交付金

年 月 日

海老名市長 殿

所在地

名 称

代表者氏名

印

海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金交付申請書・請求書

海老名市中学校部活動地域活動推進協力事業について、交付金の交付を受けたいので、海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付金申請・請求額

\_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名

(銀行・金庫・組合)

(支店・支所)

口座番号 普・当 No.

口座名義 (カタナ)

\* 今後の部活動団体地域活動への交付金も同口座を使用します。

第2号様式(第5条関係) \* 部活動地域活動への交付金

年 月 日

海老名市長 殿

所在地

名 称

代表者氏名

印

海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金交付申請書・請求書

海老名市中学校部活動地域活動推進協力事業について、交付金の交付を受けたいので、海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付金申請・請求額(合計)

円

追加される必要経費の内訳

- ・ ..... 円
- ・ ..... 円
- ・ ..... 円

2 参加する地域活動および主催団体

地域活動名 \_\_\_\_\_

協力内容 \_\_\_\_\_

主催団体名 \_\_\_\_\_

3 参加する部活動団体名および人数

部 ( 名 )

4 地域活動実施日 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 (\_\_\_\_)

第3号様式 (第6条関係)

海老名市指令第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

様

海老名市長

海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金の交付について、海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付金交付決定額 \_\_\_\_\_円

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

所在地

名 称

代表者氏名

印

海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金使途報告書

海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金の交付を受けた事業が完了したので、海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金交付要綱第8条の規定に基づき、報告します。

1 部活動名 \_\_\_\_\_

2 交付金合計 \_\_\_\_\_ 円

3 使途内訳

内 容	金 額 (円)

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった海老名市中学校部活動地域活動推進協力事業について、海老名市中学校部活動地域活動推進協力奨励金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付すべき額が確定したので通知します。

記

1 交付対象事業費	円
2 交付決定額	円
3 交付確定額	円
4 精算額	円